

薬事法等改正 対応状況チェック表

地区薬剤師会名： _____

点検者： _____

店舗名： _____

点検日： _____

* すでに対応している項目あるいは施行日(6月12日)に実施可能な項目については、○欄に✓を入れてください。

* 施行日までに自己チェックを終了してください。

No.	チェック事項 薬事法等改正により新たに対応しなければならない事項		✓を入れてください		
			○	×	該当しない
①	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品を区分して陳列している。				
②	要指導医薬品は、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が対面により、書面を用いた情報提供及び薬学的知見に基づく指導を行っている。				
③	薬局医薬品(薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬を除く。))を除く)及び要指導医薬品は、正当な理由がある場合を除き、使用者本人以外には販売・授与していない。				
④	要指導医薬品は、その適正使用のため必要と認められる数量(原則として、使用者本人に一包装単位)に限り、販売・授与している。				
⑤	医薬品の適正使用のため、薬局医薬品、要指導医薬品及び第1類医薬品を販売・授与する場合は、情報提供及び指導を行った薬剤師の氏名を伝えている。				
⑥	全ての医薬品について、使用者若しくは購入者からの相談に応じており、情報提供及び指導を行った薬剤師あるいは登録販売者の氏名を伝えている。				X
⑦	薬局医薬品、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売・授与したときは、次の事項を書面に記載し、2年間保存している。 ①品名、②数量、③販売・授与の日時、④販売・授与した薬剤師の氏名並びに情報提供及び指導を行った薬剤師の氏名、⑤購入者が情報提供及び指導の内容を理解したことの確認の結果				
⑧	指定第2類医薬品を販売・授与するにあたり、添付文書中の「してはいけないこと」に関する情報について、掲示物や口頭により注意を促す措置を講じている。				
⑨	薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのある医薬品を販売・授与するときは、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売・授与している。				
⑩	薬局・店舗の見やすい場所に、「薬局・店舗の管理及び運営に関する事項」及び「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項」を掲示している。				X
⑪ いずれかに回答	薬局	「医薬品の安全使用」並びに「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等」に関する指針と業務手順書を改訂し、整備している。			X
	店舗 販売業	要指導医薬品等の適正販売等のための指針と業務手順書を整備している。			X
⑫	特定販売をする場合、許可の申請をしている。また、特定販売に関する留意事項を確認している。				